

規制に係る事前評価書

法令の名称	土壌汚染対策法の一部を改正する法律
政策の名称	土地の形質の変更に関する届出制の新設
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局土壌環境課長 笠井俊彦 電話番号:03-5521-8338
評価実施時期	平成21年2月26日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	土地の形質の変更に伴う、汚染土壌拡散を防止する。
内容	一定規模以上の土地の形質変更時に都道府県知事への届出を義務付け、当該届出を受けた土地について土壌汚染のおそれがある場合には、都道府県知事が土壌汚染の調査を命じる。
関連条項	第4条第1項、第2項
必要性	汚染土壌がある土地の形質が変更される場合、土壌の特定有害物質の地下水への浸透、汚染土壌の搬出による汚染の拡散のおそれがあることから、土地の形質の変更時に土壌汚染の調査を行うこととする。
費用	
遵守費用	環境省令で定める届出書(A4版1枚程度)に必要事項を記載し、これに形質変更の場所を示した図面(地図の写し)を添付する程度の軽微な負担が発生する。
行政費用	上記届出書を受領した都道府県知事は、当該土地が環境省令に定める土地(土壌汚染のおそれのある土地)に該当するか否かを確認する程度の軽微な事務的負担が発生する。
その他の費用	なし。
便益	建物が建ってから土壌汚染が判明した場合には、その調査及び対策について、建物を解体するなど不要な経費が必要となることを防止できる。

想定される代替案		
代替案	土地の形質変更を行う者に対する行政指導により、一定規模以上の土地の形質変更時においては、土地の形質変更を行う者が土壌汚染のおそれの有無を確認し、おそれがある場合には、土壌汚染状況調査を実施するよう促す。	
	費用	
	遵守費用	行政指導に基づき、土地の形質変更を行う者が、土壌汚染のおそれの有無を自ら確認しなければならないこととなるため、上記よりも多くの負担が発生する。
	行政費用	都道府県知事が、土地の形質変更者に対し、個別に指導を行わなければならない、また一定規模以上の土地の形質変更の契機を把握する必要があるため、上記よりも多くの行政負担が発生する。
その他の費用	なし。	

便 益	行政指導では、一定規模以上の土地の形質変更の契機を確実に把握することができず、確実に土壤汚染状況調査の実施を担保することができない。
-----	--

代 替 案		
	費 用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
便 益		

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
近年、マンションや宅地の敷地内で土壤汚染が発見され、その調査及び対策のため、建物を撤去せざる得なくなるといった事案が発生しているが、本制度を新設することにより、建物を建てる前の土地の形質変更(基礎工事)段階で土壤汚染の有無を確認できることとなり、当該調査及び対策に係る費用が削減可能となる。

有識者の見解その他の関連事項
中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会で議論を行い、昨年12月19日に中央環境審議会から「今後の土壤汚染対策の在り方について」(答申)を頂いたもの。

レビューを行う時期又は条件
附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成27年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書(要旨)

【 土壤汚染対策法の一部を改正する法律 】

規制の内容	土地の形質の変更に関する届出制の新設		
担当部局	環境省水・大気環境局土壤環境課 電話番号:03-5521-8338		
評価実施時期	平成21年2月26日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 土地の形質の変更に伴う、汚染土壤拡散を防止する。</p> <p>【内容】 一定規模以上の土地の形質変更時に都道府県知事への届出を義務付け、当該届出を受けた土地について土壤汚染のおそれがある場合には、都道府県知事が土壤汚染の調査を命じる。</p> <p>【必要性】 汚染土壤がある土地の形質が変更される場合、土壤の特定有害物質の地下水への浸透、汚染土壤の搬出による汚染の拡散のおそれがあることから、土地の形質の変更時に土壤汚染の調査を行うこととする。</p>		
	関連条項	第4条第1項、2項	
想定される代替案	<p>代替案 土地の形質変更を行う者に対する行政指導により、一定規模以上の土地の形質変更時には、土地の形質変更を行う者が土壤汚染のおそれの有無を確認し、おそれがある場合には、土壤汚染状況調査を実施するよう促す。</p>		
	<p>代替案 *代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成</p>		
規制の費用	費用の要素	代替案 の場合	代替案 の場合
(遵守費用)	環境省令で定める届出書(A4版1枚程度)に必要事項を記載し、これに形質変更の場所を示した図面(地図の写し)を添付する程度の軽微な負担が発生する。	行政指導に基づき、土地の形質変更を行う者が、土壤汚染のおそれの有無を自ら確認しなければならないことになるため、上記よりも多くの負担が発生する。	

(行政費用)	上記届出書を受領した都道府県知事は、当該土地が環境省令に定める土地(土壤汚染のおそれのある土地)に該当するか否かを確認する程度の軽微な事務的負担が発生する。	都道府県知事が、土地の形質変更者に対し、個別に指導を行わなければならない、また一定規模以上の土地の形質変更の契機を把握する必要があるため、上記よりも多くの行政負担が発生する。	
(その他の社会的費用)	なし	なし	
規制の便益	<p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>建物が建ってから土壤汚染が判明した場合には、その調査及び対策について、建物を解体するなど不要な経費が必要となることを防止できる。</p>	<p style="text-align: center;">代替案 の場合</p> <p>行政指導では、一定規模以上の土地の形質変更の契機を確実に把握することができず、確実に土壤汚染状況調査の実施を担保することができない。</p>	<p style="text-align: center;">代替案 の場合</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	近年、マンションや宅地の敷地内で土壤汚染が発見され、その調査及び対策のため、建物を撤去せざる得なくなるといった事案が発生しているが、本制度を新設することにより、建物を建てる前の土地の形質変更(基礎工事)段階で土壤汚染の有無を確認できることとなり、当該調査及び対策に係る費用が削減可能となる。		
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会で議論を行い、昨年12月19日に中央環境審議会から「今後の土壤汚染対策の在り方について」(答申)を頂いたもの。		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成27年頃)を予定。		
備 考			